

稲沢市体育施設を利用するみなさんへ

稲沢市教育委員会

1. 稲沢市教育委員会の許可を受けて利用してください。

なお、利用時間は、準備及び後片付けの時間が含まれています。

(学校行事(部活動等)が終了した後、利用可能です。また、許可された時間を越えて敷地内に留まらないようにしてください。)

2. 利用については、利用日の4日前までに申請してください。

3. 利用日の10日前までに取消の連絡をした場合、使用料の還付ができます。

4. 利用されるときは、利用許可証を管理人に渡してから利用してください。

5. 管理人及び各運営協議会の指示に必ず従ってください。

6. 学校敷地内は、すべて禁煙です。(周辺側溝も含みます。)

(空き缶を灰皿の代わりにし、喫煙をしないようお願いします。)

7. 利用時間を厳守し、種目ごとの借用備品以外は使用しないでください。

(ボール、シャトル、ラケット、グラブ、バット、ライン用石灰等の

消耗品については、各自又は利用団体で用意してください。)

支柱・ネット

・ ゴール・台

・ 体操器具

8. 学校内にペットボトル・ゴミを残さないよう各自必ず持ち帰ってください。

施設内への、食べ物の持込は禁止です。(水分補給は除く。)

9. 車の駐車は、指定された場所又は駐車場に止めてください。

(駐車スペースが少ない施設は、乗り合わせて来てください。また、

集合場所としないよう注意してください。敷地内への車、原付、自動二輪の乗入は禁止です。)

菓子類・パン類

の空箱・包装紙

等々

10. 利用後は、必ずグラウンドの整備、体育館のモップがけ、道場の清掃をしてください。

11. 施設・備品等の破損及び利用中に事故が発生したときは、管理人に必ず連絡してください。また、後日スポーツ課に事故報告書を提出してください。

(ガラス等を破損した場合は、必ず後片付けをして原状復旧に努めてください。)

12. 利用責任者は、小さい子ども連れの場合、保護者が必ず責任をもって監視等するよう指導してください。(目の届かない場所へは、行かせないように注意してください。)

13. 体育館にて昼間照明を使用した場合は、スポーツ課へ使用料金を支払いに来てください。

14. 体育館・武道場では、必ずスポーツウェア・胴着等を着用し、私服又は未着用での使用は禁止です。

15. 体育館内では、体育館用シューズを用いること。小学校運動場ではスパイク使用は禁止です。(シューズの盗難が増えておりますので、利用者各自、ご注意をして下さい。)

16. 学校体育館内の空調の使用（冷房のみ）については、次の中学校体育館が使用可能です。

稲沢中学校、治郎丸中学校、稲沢西中学校、祖父江中学校

17. 雨天・グラウンド不良・施設の不備・熱中症警戒アラート・暴風警報・緊急工事・流行性の病気・選挙等々やむを得ず利用を中止することがあります。この場合は、既納使用料を還付します。（途中まで使用した場合は、還付しませんのでご了承ください。）

18. グラウンド設置物の移動は禁止です。

19. 上記の事項を守らない団体は、登録及び利用を取り消すことがあります。

（万一の事故に備えて、スポーツ安全保険に加入しましょう。申込み用紙は、スポーツ課にあります。）

20. 不正による団体登録は、抹消されますので、ご承知おきください。

緊急時連絡先

緊急時の場合、市役所へ連絡をお願いします。折り返しスポーツ課から連絡及び対応をいたします。 稲沢市役所 0587-32-1111